

と き：平成 29 年 1 月 23 日
ところ：ニセコ町役場第二庁舎

平成 28 年度第 1 回ニセコ町総合教育会議
(協議及び調整を行う事項)

1 教育施策全般についての意見交換について

ニセコ町長から教育委員会委員への要請及び懇談事項

(1) 環境教育及びふるさと教育の拡充について

・環境教育について

ニセコ町では、平成 26 年 3 月「水環境のまちニセコ」とのタイトルで、「よい環境を子どもたちに残す」ことを目標に『ニセコ町環境基本計画』を樹立。一般廃棄物処理・ごみの分別、生ゴミの堆肥化をはじめとする資源循環型社会づくりや地球温暖化防止に関する諸施策など、これまでに様々な環境対策を講じてきた。平成 24 年 3 月にはこれらの実績を踏まえ、第 2 次の環境基本計画を策定し、今日に至っている。また、平成 26 年 3 月に帯広市、下川町について道内で 3 番目の『環境モデル都市』に国から選定され、2050 年までに CO2 の排出量を 1990 年比に比較して 86%削減することを目標に地球温暖化防止への取り組みを行っている。

こうした将来への持続型社会づくり及び平成 12 年 12 月に制定した「ニセコ町まちづくり基本条例」に基づく住民自治への取り組みが、世界に広く横展開できるイノベーション事例と認められ、平成 27 年 10 月にプラチナ構想ネットワークから「プラチナシティ」の認定を受けることができた。

町の総合計画のテーマは「環境創造都市ニセコ」で、「環境」をまちづくりの根幹に据えている。ニセコ町の優れた環境や景観を将来に引き継ぐため、各学校における環境教育の拡充及びエコスクール化への取り組みを検討いただきたい。

・ふるさと教育の拡充について

ニセコ町は、多くの先人のご尽力で今日の平和に楽しく暮らせる環境を保持することができている。教育委員会では、これまでこうしたニセコ町の歩みを子供たち伝えるため、副読本の作成等取り組んでいることに感謝をしたい。なお、特に有島武郎の理念を伝承する有島記念館の活用及び学芸員や町職員等の専門性を有する人材も地域に多くいることから、学校教育・生涯学習においても地域人材の活用によるふるさと教育の拡充に尽力願いたい。

また、有島記念館の牧野跡地の有効活用についても検討願いたい。

(2) ニセコ高等学校の将来について

人口減少が進行し、北海道後志管内においても生徒数の急激な減少が今後とも続くこととなっている。現在、羊蹄山麓においては、倶知安高校、倶知安農業高校、蘭越高校、真狩高校、留寿都高校、そしてニセコ高校と6校が開設されており、多くの学校において定員を確保できない状況が続いている。

こうした中で、ニセコ高校においてもこれまで同様の学校経営の方針では、高校の存続はきわめて困難になると思われる。ニセコの特性を活かした高校並びに施設の活用について、教育委員会においても多角的な協議をお願いしたい。

(3) 子どもたちの遊びの環境及び文化に触れ合う機会の醸成について

木育をはじめ、人格形成において子供の遊びの重要性が判明しつつある。木素材を活用した遊具の整備をはじめ、ニセコの自然環境を活かした遊び場の提供及び指導者の育成について配意願いたい。

また、近年、町への共感による篤志家の方々からふるさとづくり寄付をいただいております。文化醸成の環境づくり等の整備を進めたいと考えている。教育委員会での積極的な提案を期待したい。

(4) 教育格差を縮小する取り組みについて

近年、新自由主義経済の進展に伴い経済的な格差の拡大が大きな社会問題となっている。特に我が国においては、「子供の貧困」対策が急務の課題である。保護者の経済的な事情によって、子供の生活・教育環境が悪化することは、日本国憲法の規定する生存権・基本的人権・幸福追求権などの上からも放置できないものとする。

日本国憲法第26条第2項には「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とする」と規定している。しかし、保護者が子供の教育において負担する額は大きく、OECD諸国比較においても日本は公的負担の低い国に分類されている。本町における将来的な保護者負担と公費負担のあり方についても教育委員会で検討をいただきたい。

- ① 幼児センターの保育料等の負担のあり方
- ② 入学時の必用用品、授業における保護者負担のあり方
- ③ 準用保護における公費支援のあり方
- ④ 給食費負担のあり方 など

2 その他、教育委員からの提案・協議事項